平成２２年（フ）第１７０号
兵庫県伊丹市中野西３丁目41番地、前住所兵庫県宝塚市小林５丁目３番43―401号
債務者　新山　祥一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８２号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番７号
債務者　小田　雅夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０６号
兵庫県伊丹市西台２丁目５番27―401号
債務者　中島　靖治
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５５７号
兵庫県西宮市深津町３番14―233号、前住所兵庫県西宮市田代町７番３―203号
債務者　田村　智里
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１８号
兵庫県尼崎市七松町１丁目３番２―1101号
債務者　西村　琴惠（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２３号
兵庫県芦屋市若葉町７番３―111号
債務者　引田　朋子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県たつの市龍野町堂本218―１―101　藤原顕彦方、住民票上の住所大阪府東大阪市島之内２丁目３番31号　大澤清方
債務者　玉井　巨樹（旧姓篠崎）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第９５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4440番地　大池久保アパート16号室
債務者　帳　　清香
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９４号
宮崎市北川内町下釘崎5543番地２
債務者　森　　美紀
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８８号
宮崎市吉村町寺ノ下甲2281番地１　ｂｅｌｌｅａｎｇｅ205号
債務者　岡田　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９０号
宮崎市大字広原1009番地
債務者　越名　雅雄
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５号
沖縄県名護市字大浦138番地
債務者　比嘉　安徳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２７号
沖縄県国頭郡本部町字石川845番地
債務者　平安山まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２９号
沖縄県名護市字宇茂佐631番地　イシガーラハウス108号
債務者　池田　拓司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１６７号
青森県八戸市大字大久保字坂ノ上５番地20コーポ坂ノ上Ｂ―201、住民票上の住所青森県八戸市大字白銀町字栗沢道25番地22
債務者　高橋　國彦
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
青森県八戸市大工町11　ＣＩＴＹ　ＳＩＤＥ大工町303号室、住民票上の住所青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘９丁目75番地85
債務者　畑内　誠二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
福島市南向台２丁目７番地の４
債務者　佐藤　祐美（旧姓湯野川）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福島地方裁判所